

さくら幼稚園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	学校法人八戸工業大学	代 表 者	理事長 柳谷 利通
所 在 地	青森県八戸市大字妙字大開 8 8 番地 1 号		
電 話 番 号	0 1 7 8 - 2 5 - 3 1 1 1		

2 施設概要

施 設 名 称	さくら幼稚園			
施 設 種 類	幼稚園			
所 在 地	青森県八戸市湊高台七丁目 6 番 1 4 号			
電 話 番 号	0 1 7 8 - 3 3 - 4 0 1 1			
管 理 者	園長 上澤 司			
利 用 定 員	1 号認定子ども	2 号認定子ども	3 号認定子ども	計
	9 0 人	—	—	9 0 人
開設年月日	幼稚園 昭和 4 5 年 1 2 月 1 5 日			

3 施設の目的及び運営の方針

【教育方針】

本園は、幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることを踏まえ、幼児、教師、保護者が一体となったより良い教育環境を創造することに努めます。

そのために、本園では、幼児一人ひとりの発達の特性や発達課題に応じた興味、関心、欲求をもとに、自発的な活動を刺激するように環境を整え、援助します。

その際、単なる知識や技能の習得に傾斜することは厳に慎み、身近な自然や園の集団生活の中で、遊びを通して多様な体験をし、体力・心情・意欲・態度などの調和のとれた発達の基礎を培うために、具体的に活動内容を工夫した保育実践に努めます。

【教育目標】

・丈夫な子ども

健康で安全な生活をするために必要な態度や習慣を身につける

・心豊かな子ども

人々と親しみ支え合って生活することができるようになるために、身近な人々に愛情を注ぐことや信頼するという生活経験を通して、自主・自立と共同の態度及び道徳性の芽を育てる

・意欲のある子ども

身近な自然現象や言葉・数量などへの興味・関心を育て、様々な活動に意欲的に参加し、集中して取り組む

4 施設・設備等概要

敷 地	全 体	4, 7 4 8. 0 0 m ²	園 庭	1, 7 3 8. 0 0 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート鉄骨造 平家建	延 面 積	1, 3 1 0. 3 5 m ²
	築 年 月	昭和45年12月10日		
室 名 及 び 室 数		・保育室7 ・遊戯室1 ・調理室1 ・職員室1 ・保健室1 ・子育て支援室1 ・一時預かりスペース1		

5 職員の配置状況（園児数により変動あり）

園長	1	調理員	3	学校医	3
教頭	1	事務職員	1	学校歯科医	1
教諭	4	講師	2	学校薬剤師	1
保育補助員	1				

6 教育・保育の提供日及び提供時間

	提供日	休園日
1号認定子ども	月曜日～金曜日	・土曜日 ・日曜日 ・祝日 ・夏季休園（ 7月27日～8月29日） ・冬季休園（12月21日～1月13日） ・春季休園（ 3月20日～4月 6日）

開 園 時 間	7 : 3 0 ～ 1 8 : 0 0	教 育 時 間	9 : 3 0 ～ 1 4 : 3 0
---------	---------------------	---------	---------------------

※ 教育時間の前後に一時預かりを行います。

※ 利用希望に応じて休日保育を行います。（8 : 3 0 ～ 1 8 : 0 0）

7 提供する教育・保育の内容

「何に出会い、誰と出会い、どのような経験をしたかでその子の育ちが決まります。」 本園のカリキュラムには、広い芝生の園庭での裸足遊び、絵本の読み聞かせと貸し出し、自由な発想での空き箱製作など、多様な体験活動が組み込まれています。「遊び」を通して多くのことを学び、集団生活の中で人間関係の基礎を培うことを大切にし、幼児期の「今」の時期にしかできない体験が重要であると考えています。その体験により、豊かな発想や自分で考える力を養えるように努めています。

8 保育料等

園児の居住する市町村が定める保育料のほか、別に掲げる費用負担があります。

9 教育・保育の利用の開始及び終了

(募集人数について)

- ・満3歳保育 若干名
 - ・3年保育
 - ・2年保育
 - ・1年保育
- } 合わせて30名

(願書発行・受付について)

- ・発行日 毎年10月1日(休業日の場合は翌日)
- ・受付日 毎年11月1日(休業日の場合は翌日)
- ・受付時間 9時から17時まで(平日)

※手続きは、願書に入園手続き手数料3,000円を添えて、お申し込みください。

(入園・手続について)

- ・本園の教育方針を理解し賛同され、入園を希望する保護者は入園願書を提出して下さい。
- ・利用定員に空きがない場合、利用定員を上回る利用の申込みがあった場合を除き応諾します。

※利用定員に空きがない場合、利用定員を上回る利用の申込みがあった場合は、申し込みを受けた順序に選考を行い、園長が入園者を決定します。

(経費について)

- ・保育料(月額) 園児が居住する市町村が定めます。
- ・教育充実費(月額) 1,000円
- ・給食費(月額) 4,600円(主食費600円,副食費4,000円)
- ・PTA会費(月額) 800円
- ・通園送迎費用(月額) 3,600円(バスを利用する方のみ)
- ・預かり保育費(日額) 600円(午前または午後の場合のみは300円)
- ・上記のほか、制服代や遠足などのイベント費用等があります。

(その他)

- ・本園の所定の保育課程を修了した方には、卒園証書を授与します。
- ・転居等により退園、あるいは転園しようとする方は、事務室に申し出て下さい。
- ・預かり保育は、平日、土曜日及び長期休業期間中に行っています。
- ・経費等の納入は、原則、銀行振込みにより毎月10日まで納入して下さい。
- ・正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに経費等を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退園を命ずることがあります。

10 園医契約等

(1) 小児科

医療機関名称	佐々木泌尿器科病院	電話番号	0178-47-0007
所在地	青森県八戸市根城四丁目6番23号		

(2) 眼科

医療機関名称	吹上眼科	電話番号	0178-72-3372
所在地	青森県八戸市吹上二丁目10番5号		

(3) 耳鼻科

医療機関名称	橋本耳鼻科クリニック	電話番号	0178-33-8711
所在地	青森県八戸市湊高台五丁目20番18号		

(4) 歯科

医療機関名称	古川歯科医院	電話番号	0178-22-2882
所在地	青森県八戸市小中野五丁目11番3号		

(5) 薬剤師

薬剤師名	類家 徳昌	電話番号	0178-43-3731
所属・所在地	類家大学堂薬局・青森県八戸市三日町13番地		

11 緊急時における対応方法及び非常災害対策

大きな災害等が起きた場合は、無事に保護者の皆様に園児を引き渡さなければいけません。本園では緊急時のお迎え（緊急時園児引き渡し）は、緊急時園児引き渡しカードに必要事項を記入のうえ提出していただき、直接、保護者（同カードに記入した方）に引き継ぎいたしますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

避難場所	・園庭及び上沢巻目公園（火災等の場合）		
避難・消火訓練の実施	・避難訓練：毎年度 ・消火訓練：毎年度 ・不審者訓練：毎年度		
関連計画	・学校安全計画 ・事故発生防止のための指針 ・リスク管理マニュアル ・通園バス運行マニュアル		

緊 急 連 絡 先	・八戸東消防署：０１７８－３３－０３２３ ・八戸警察署みなと白銀交番：０１７８－３３－３２６３ ・八戸平和病院：０１７８－３１－２２２２
-----------	--

12 要望・相談の受付

- (1) 相談窓口 ※ 気になることがあれば、小さなことでもお気軽にお声掛けください。

解 決 責 任 者	園長 上澤 司
受 付 担 当 者	教頭 作田 真樹、主任事務員 佐々木 淳子
相 談 時 間	午前９時から午後５時まで
受 付 方 法	面接、電話、文書などの方法により受け付けています。
連 絡 先	電話：０１７８－３３－４０１１ FAX：０１７８－３３－４０１１

- (2) 第三者委員 ※ 委員へ直接相談することもできます。

氏 名	竹本 成喜
住 所	青森県八戸市大字妙字大開８８番地１号
電 話 番 号	０１７８－２５－８０２１
役職・肩書等	学校法人八戸工業大学内部監査室課長

13 加入保険

保 険 の 種 類	賠償責任保険
保 険 の 内 容	園児活動中の事故による怪我等を補償
補 償 金 額	１億円

保 険 の 種 類	役員賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険
保 険 の 内 容	学校教育活動に関する賠償責任及び災害被災者対応費用等を補償
補 償 金 額	１億円

保 険 の 種 類	役員賠償責任保険・サイバーリスク保険
保 険 の 内 容	サイバー攻撃やヒューマンエラーによる個人情報漏えいに伴う賠償賠償責任や改正個人情報保護法で義務化された調査費用等を補償
補 償 金 額	賠償１億円／費用５千万円

14 個人情報の使用

園児及び世帯に関わる個人情報については、次の目的のために必要な範囲内で使用します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の施設等へ転園する場合や、兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急連絡網に連絡先を記載すること。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 園のホームページ等に行事等の写真を掲載すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 教育・保育の提供における便宜に要する費用

項 目		金 額	
主食費	(1 号認定子ども)	月額	6 0 0 円
副食費 ※		月額	4, 0 0 0 円
バス送迎費 (利用する方のみ)		月額	3, 6 0 0 円
制服代 (3 歳児以上) (入園時又は進級時)		実費	
遠足・行事等に係る費用		年額	4, 5 0 0 円前後

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

2 教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項 目	負担を求める理由・目的等	金 額
教育充実費	教材教具の整備及び施設設備等の維持管理・整備を実施し、教育環境の充実を図るため。	月額 1,000円
入園手数料	入園時の事務手続き等手数料として	入園時 3,000円

3 1号認定子どもの一時預かりに係る費用

項 目		金 額
平日・朝	7時30分～9時30分	0円
平日 ①	11時30分～18時00分	300円 (午前保育)
平日 ②	13時00分～18時00分	300円 (短縮保育)
平日 ③	14時30分～18時00分	300円
土曜日	8時30分～18時00分	600円 (午前・午後のみ300円)
長期休園期間	7時30分～18時00分	600円 (午前・午後のみ300円)